

二次創作に関する著作権上の諸問題

05L4094 保坂 優美

1. 二次創作とパロディー

(1) 二次創作とは「他人の著作物を基にして作成されたもの」であり、オリジナルに対して何らかの変更を加えているものである。既存の作品のキャラクターや世界観、設定などを基に、原作の著作権者以外が、独自の作品を創作する事を指している。

(2) パロディーとは「文学作品の一形式。よく知られた文学作品の文体や韻律を模し、内容を変えて滑稽化・風刺化した文学。日本の替え歌・狂歌などもこの類。また、広く絵画・写真などを題材としたものにもいう。」(広辞苑)であり、狭義には原著物の批評批判を目的、広義には面白可笑しくしたものからオマージュなども含む。二次創作も、人によってはパロディーと称する場合がある。

(3) 二次創作物、パロディーとも、読者に元の著作物が分かることが重要である。これに対し、「パクリ」は元の著作物が何かバレたらまずいものであり、性格が異なる。

2. 二次創作物とパロディーに関する著作権法

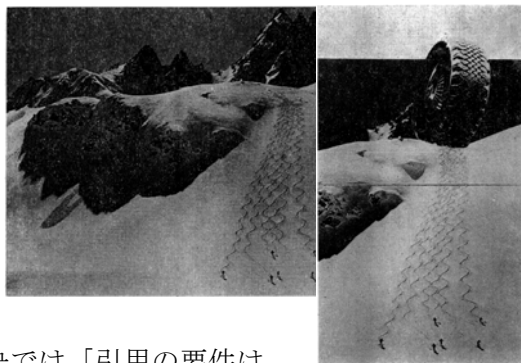
(1) 日本では、二次創作物やパロディーに関する条項はない。無断で行った場合、複製権・翻案権・同一性保持権などの侵害に当たると考えられる。

(2) 米国においては、二次創作物やパロディーに関する条項は無いが、一般的な権利制限としてフェアユースが存在する。

(3) フランスでは 122 の 5 条 4「著作物が公表された場合には、著作者は、次の各号に挙げたることを禁止することができない。」として「もじり、模索及び諷刺画」をあげている。スペイン、スイスでもパロディーが許されるとの規定がある。

3. 事例

(1) 「パロディー・モンタージュ写真」事件
雪山をスキーヤーが滑走する白川義員氏の写真に、マッド・アマノ氏が巨大なスノータイヤを貼り付けたパロディー写真を制作した。白川氏が、著作権・著作者人格権の侵害として提訴した。



第一次東京高裁判決では「自由利用」として許されるべきものとしたが、第一次最高裁判決では「引用の要件は、明瞭区分性・主従関係性・著作者人格権を侵害しない」であり「引用の一般的適用要件を欠いている」とした。

(2) 『チーズはどこへ消えた?』事件

道出版が、扶桑社出版の『チーズはどこへ消えた?』のパロディー本『バターはどこへ溶けた?』を出版し告訴され、東京地裁は出版差止仮処分を決定した。



(3) 「ポケモン同人誌」事件

女性が「ポケモン」の同人誌を作成、販売したところ、任天堂など著作権者三社が複製権の侵害として告訴した。女性は逮捕され、同人誌を販売および頒布目的で所持していた事に対し罰金を払った。

(4) 「ドラえもん最終話」事件

男性が「田嶋・T・安恵」のペンネームで、『ドラえもん』の「最終話」と称した同人誌を作成、約1万3千部を売り上げ、またインターネット上でも自由に見られるよう公開した。小学館と藤子プロが警告し、男性は謝罪、藤子プロに売上金の一部を支払った。

4. 二次創作物とパロディーに関する著作権者の対応

- (1) 禁止 (小学館、講談社、白泉社、サンライズ、アラシアロンゾ、など)
- (2) 条件付で許可 (Key、アクアプラス、ガイナックス (『新世紀エヴァンゲリオン』に限ったもの)、ぴえろ、ブロッコリー、Navel、CLAMP、など) 多くは個人・同人サークルでの制作は許可。
- (3) 好意的または肯定派 (荻原規子、和月伸宏、時雨沢恵一、など)

5. 関係者の意見

「インターネットの普及に伴う著作物の創作・利用形態の変化について」

(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/riyoukeitai_20_03.pdf)、

「保護期間延長問題と創作・流通促進に関する共同宣言」

(http://thinkcopyright.org/thinke_proposal20081030.pdf)

などがフェアユースについて触れている。

6. 考察

二次創作やパロディーの存在は否定されるべきものではなく、文化をより多彩に発展させる為にも創作活動の一つの形式として認める事が必要である。著作権者と利用者がお互い納得出来るものにしてもらいたい。